

会長	副会長	専務理事	理	事	事務局長	係
	河原 清浦	森浦			令和2年3月23日	菅生 和田

## 会員各位

日本歯科医師会より、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各自治体宛に発出された事務連絡について情報提供がありましたので、お知らせいたします。

島根県歯科医師会

令和2年3月11日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制としては、現在、各都道府県に、帰国者・接触者外来を設置しており、新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、帰国者・接触者相談センターに電話連絡の上、同外来を受診する仕組みとしているところである。発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来院した際の留意点について、下記のとおり取りまとめたため、帰国者・接触者外来のみならず、一般の医療機関（歯科医療機関も含む。）においても、内容について十分にご了知いただきたいため、関係者への周知をお願いする。

なお、下記の取扱いは現時点における新型コロナウイルスの知見をもとにまとめたものであり、今後取扱いに変更がある場合には追って連絡する。

#### 記

##### 1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策について

基本的に誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること。なお、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、2の検体の採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底で差し支えない。

2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）  
を診察する際の感染予防策について

- (1) 各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外  
来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じ  
ること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予  
防策及び接触予防策を実施すること。
  - ・同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼  
の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着するこ  
と。
  - ・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、  
下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、そ  
れに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウ  
ン及び手袋を装着すること。
  - ・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最  
寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
  - ・基本的にシユーズカバーをする必要はないこと。
  - ・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意  
し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

(2) その他

- ・原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが  
後に判明した場合であっても、1. 及び 2. (1) に基づいた感染予防策  
を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚  
接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強  
化すること。

3. 応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者  
の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和 23 年法律第 201 号）  
第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項にお  
ける診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場  
合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診  
療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。